

(別表2)他の法令による受験資格及び免除範囲

別表第十一の三(第四十五条の二、第四十六条関係)

免許職種	受験または試験免除となる資格等の根拠となる法令等	受験することができる者	試験免除の範囲				備考																										
			実技試験	学科試験		指導方法																											
				系基礎学科	専攻学科																												
溶接科	労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)	ガス溶接作業主任者免許を有する者																															
	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)	ガス溶接技能講習の修了証を有する者																															
	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)	普通ボイラー溶接士免許を有する者																															
		特別ボイラー溶接士免許を有する者	免除	免除	免除																												
	一般社団法人日本溶接協会	溶接技能者資格のうち、以下の①から③までの全ての技能を有することを証明できる者 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>溶接方法</th> <th>対象材料</th> <th>継手の種類</th> <th>材料厚さ</th> <th>裏当て金</th> <th>溶接姿勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>手溶接(被覆アーク)</td> <td>炭素鋼</td> <td>板の突き合せ</td> <td>9mm以上</td> <td>なし</td> <td>下向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>半自動溶接</td> <td>炭素鋼</td> <td>板の突き合せ</td> <td>9mm以上</td> <td>なし</td> <td>下向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>ティグ溶接</td> <td>炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金</td> <td>板の突き合せ</td> <td>3mm以上</td> <td>なし</td> <td>下向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td> </tr> </tbody> </table>		溶接方法	対象材料	継手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢	①	手溶接(被覆アーク)	炭素鋼	板の突き合せ	9mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか	②	半自動溶接	炭素鋼	板の突き合せ	9mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか	③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金	板の突き合せ	3mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか	免除		
	溶接方法	対象材料	継手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢																											
①	手溶接(被覆アーク)	炭素鋼	板の突き合せ	9mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																											
②	半自動溶接	炭素鋼	板の突き合せ	9mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																											
③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金	板の突き合せ	3mm以上	なし	下向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																											
		溶接作業指導者資格を有する者	免除																														
建設機械科	建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)	建設機械施工管理の二級の技術検定の合格証明書(第二次検定に係るものに限る。)を有する者																															
		建設機械施工管理の一級の技術検定の合格証明書(第二次検定に係るものに限る。)を有する者		免除	免除																												
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)	第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者																															
		第一種冷凍機械責任者の免状を有する者		免除	免除																												
発電電科	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者																															
		第一種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者		免除	免除																												
電気科	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者		免除	免除																												
	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十四年通商産業省令第五十二号。)による改正前の航空機製造事業法施行規則(昭和二十九年通商産業省令第五十二号)	電気機器国家試験の合格証を有する者		免除	免除																												
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)	エネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和三十九年通商産業省令第十五号)第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)		免除	免除																												
送配電科	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者		免除	免除																												

電気工事科	電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)	第一種電気工事士の免状を有する者	一部免除 ※2				※2 実技試験科目のうち電気工事のみ免除
		第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者		免除	免除		
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和三十四年法律第四十九号)	エネルギー管理士免状を有する者 (エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)		免除	免除		
	建設業法施行令	電気工事施工管理の技術検定の合格証明書(第二次検定に係るものに限る。)を有する者					
電子科	電波法(昭和三十五年法律第百三十一号)	第二級陸上無線技術士、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の免許を有する者					
		第一級陸上無線技術士の免許を有する者	免除	免除	免除		
	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十八年通商産業省令第七十一号。)による改正前の航空機製造事業法施行規則	電子機器国家試験の合格証を有する者		免除	免除		
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則(昭和三十六年運輸省令第七十一号)	一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
	自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令(平成十二年運輸省令第三十五号。)による改正前の自動車整備士技能検定規則	一級四輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
	自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令(昭和三十五年運輸省令第二十三号。)による改正前の自動車整備士技能検定規則	二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則(昭和三十六年運輸省令第七十一号)	自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
		一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	一部免除 ※3	免除	一部免除 ※4	※3 実技試験のうち自動車整備(内燃機関を除く)のみ免除 ※4 専攻学科のうち自動車整備法のみ免除	
	自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令(平成十二年運輸省令第三十五号。)による改正前の自動車整備士技能検定規則	一級四輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	一部免除 ※3	免除	一部免除 ※4	※3 実技試験のうち自動車整備(内燃機関を除く)のみ免除 ※4 専攻学科のうち自動車整備法のみ免除	
	自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令(昭和三十五年運輸省令第二十三号。)による改正前の自動車整備士技能検定規則	二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	一部免除 ※3	免除	一部免除 ※4	※3 実技試験のうち自動車整備(内燃機関を除く)のみ免除 ※4 専攻学科のうち自動車整備法のみ免除	
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則	航空機国家試験の合格証を有する者		免除	免除		
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則	航空機国家試験の合格証を有する者		免除	免除		
	航空法(昭和三十七年法律第百三十一号)	一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	免除	免除	免除		

建築科	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	二級建築士の免許を有する者					
		一級建築士の免許を有する者		免除	免除		
枠組壁建築科	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	二級建築士の免許を有する者					
		一級建築士の免許を有する者		免除	免除		
ブロック建築科	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	二級建築士の免許を有する者					
		一級建築士の免許を有する者		免除	免除		
防水科	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	二級建築士の免許を有する者					
		一級建築士の免許を有する者		免除	免除		
プレハブ建築科	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	二級建築士の免許を有する者					
		一級建築士の免許を有する者		免除	免除		
熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有する者 (エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)		免除	免除		
測量科	測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)	測量士の試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
		測量士補の試験の合格証書を有する者					
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則	特級ボイラー技士の免許を有する者	免除	免除	免除		
	電気事業法	ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	免除	免除	免除		
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有する者 (エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)		免除	免除		
	ボイラー及び圧力容器安全規則	一級ボイラー技士の免許を有する者					
電気通信科	電波法	第一級総合無線通信士の免許を有する者	免除	免除	免除		
		第二級総合無線通信士又は第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者					
臨床検査科	医師法(昭和三十二年法律第二百一号)	医師国家試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
	歯科医師法(昭和三十二年法律第二百二号)	歯科医師国家試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
	獣医師法(昭和三十四年法律第百八十六号)	獣医師国家試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除		
	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)	臨床検査技師の免許を有する者		免除	免除		

事務科	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)	公認会計士試験の短答式による試験又は論文式による試験に合格したことを証する書面を有する者	免除	免除	免除			
	公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号。)による改正前の公認会計士法	公認会計士試験の第二次試験又は第三次試験に合格したことを証する書面を有する者	免除	免除	免除			
	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)	税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	免除	免除	免除			
	商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	一部免除 ※5	一部免除 ※6	一部免除 ※6		※5 実技試験のうち簿記のみ免除 ※6 関連学科のうち簿記のみ免除	
和裁科	商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)	商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	免除					
情報処理科	情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)	システムアーキテクト試験又はシステム監査技術者試験の合格証書を有する者		免除	免除			
		ネットワークスペシャリスト試験又は応用情報技術者試験の合格証書を有する者						
	情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令(平成二十八年経済産業省令第百二号。)による改正前の情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令第五十九号)	システムアーキテクト試験又はシステム監査技術者試験の合格証書を有する者		免除	免除			
		ネットワークスペシャリスト試験又は応用情報技術者試験の合格証書を有する者						
	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成二十一年経済産業省令第五十九号。)による改正前の情報処理技術者試験規則	アプリケーションエンジニア試験又はシステム監査技術者試験の合格証書を有する者		免除	免除			
		テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験又は応用情報技術者試験の合格証書を有する者						
	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成十九年経済産業省令第七十九号。)による改正前の情報処理技術者試験規則	アプリケーションエンジニア試験又はシステム監査技術者試験の合格証書を有する者		免除	免除			
		テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験又はソフトウェア開発技術者試験の合格証書を有する者						
	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成十二年通商産業省令第百二十九号。)による改正前の情報処理技術者試験規則	システム監査技術者試験又はアプリケーションエンジニア試験の合格証書を有する者		免除	免除			
		ネットワークスペシャリスト試験又は第一種情報処理技術者試験の合格証書を有する者						
	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成六年通商産業省令第一号。)による改正前の情報処理技術者試験規則	情報処理システム監査技術者試験又は特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者		免除	免除			
		オンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者						
	建築物衛生管理科	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)	建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者		免除	免除		

介護サービス科	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	保育士登録証を有する者					
		保育士登録証を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除		
	保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三十三号）	保健師、助産師、看護師の免許を有する者	免除	免除	免除		
		准看護師の免許を有する者					
		准看護師の免許を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの	免除	免除	免除		
	教育職員免許法	養護教諭の免許状を有する者					
		養護教諭の免許状を有するものであつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有する者	免除	免除	免除		
		養護教諭の免許状を有するものであつて、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除		
	理学療法士及び作業療法士法（昭和三十九年法律第百三十七号）	理学療法士又は作業療法士の免許を有する者					
		理学療法士又は作業療法士の免許を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除		
	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）	社会福祉士登録証を有する者					
		社会福祉士登録証を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除		
		介護福祉士登録証を有する者	免除	免除	免除		
	精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）	精神保健福祉士登録証を有する者					
	精神保健福祉士法	精神保健福祉士登録証を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除		
就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）	保育教諭の資格を有する者						
	保育教諭の資格を有する者であつて介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの※	免除	免除	免除			
港湾荷役科	労働安全衛生法	船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者					
	労働安全衛生法、道路交通法	船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて、大型特殊自動車免許並びに車両建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	免除	免除	免除		
	労働安全衛生規則	揚貨装置運転士免許を有する者					
	労働安全衛生法、労働安全衛生規則	揚貨装置運転士免許を有する者であつて、玉掛け技能講習の修了証を有する者	免除				
	クレーン等安全規則（昭和三十七年労働省令第三十四号）	クレーン・デリック運転士免許（同令第二百二十四条の四の規定により取り扱うことのできる機械の種類を限定した免許を除く。）又は移動式クレーン運転士免許を有する者					
	労働安全衛生法、クレーン等安全規則	クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を有する者であつて、玉掛け技能講習の修了証を有する者	免除				

※ 参考

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)

(介護福祉士試験)

第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

五 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの